①退職する方または年の途中で特別徴収できなくなる方がいたら（普通徴収）

1．6月から12月までの退職者で、一括徴収の申出がない場合、未徴収額は本人が直接納める普通徴収になります。
　納期は6月・8月・10月・1月の年４回です。退職の時期により１～４階に分けての納付となります。退職者の方へあらかじめご説明ください。
2．下記記載例の場合、（ウ）の未徴収額13,600円を10月・1月の２回の納期で納付していただくことになります。
3．１月１日以降の退職は、退職者の申出とは関係なく②の一括徴収が義務づけられています。（地方税法第321条の５）

注意事項

１．特別徴収継続の場合に必要事項を記載し、一月一日現在の住所地の市町村長に送付してください。転勤・再就職等により異動後の勤務先では引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。また、前勤務先が個人事業主の場合、給与支払者は、前勤務先では記載せず、新勤務先では本人から番号の提供を受け記載してください。

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

年度	①．現年度　2．新年度　3．両年度

信濃町長殿 令和〇年　9月　30日提出	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地	〒３８９－１３０５信濃町柏原４２８－２	特別徴収義務者指定番号：9999000
		フリガナ		担当者：所属 総務部管理課
		氏名又は名称	有限会社　信濃町興業	氏名 古間　次郎
		個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3（←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載）	電話 026-255-9999

給与所得者			(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
フリガナ	シナノ　タロウ							
氏名	信濃　太郎							
生年月日	昭和〇 年 4 月 13 日							
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2							
受給者番号	3		20,500 円	6 月から 9 月まで：6,900 円	10 月から 5 月まで：13,600 円	〇 年 9 月 30 日	1（右から番号を記入）1．退職　2．転勤　3．休職・長期欠　4．死亡　5．支払少額・不定期　6．合併・解散　7．その他（事由・理由）	3（右から番号を記入）1．特別徴収継続　2．一括徴収　3．普通徴収（本人納付）
1月1日現在の住所	信濃町富濃５５５５							
異動後の住所	同上							

1．特別徴収継続の場合

新しい勤務先（特別徴収義務者）				
特別徴収義務者指定番号	（新規）	法人番号		
所在地	〒	担当者連絡先	所属	
フリガナ			氏名	
氏名又は名称			電話	内線（　　）

新しい勤務先へは、月割額＿＿＿＿円を［　］月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号：

納入書の要否（新規の場合のみ記載）：［　］（右から番号を記入）1．必要　2．不要

2．一括徴収の場合※１月１日以降に退職した者の未徴収税額については、一括徴収が義務づけられています。

理由［　］（右から番号を記入）
1．異動が　年12月31日までで、一括徴収の申出があったため
2．異動が　年１月１日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日	徴収予定額（上記（ウ）と同額）
月　日	円

左記の一括徴収した税額は、［　］月分（翌月10日納入期限）で納入します。

3．普通徴収の場合※１月１日以降に退職した者の未徴収税額については、一括徴収が義務づけられています。

理由［　］（右から番号を
1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2．令和　年５月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため
3．死亡による退職であるため

※　１月１日以降に退職した者の未徴収税額については、一括徴収が義務づけられています。

②退職する方または年の途中で特別徴収できなくなる方がいたら（一括徴収）

１．退職者の未徴収税額を、退職時の給与や退職金などから徴収し、まとめて納入することを「一括徴収」といいます。
２．６月から１２月までに退職した場合は、退職者の申出により一括徴収することができます。
３．１月１日以降の退職は、退職者の申出とは関係なく一括徴収が義務づけられています。（地方税法第321条の５）

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

年度	①．現年度　２．新年度　３．両年度

注意事項

１．特別徴収継続の場合に必要事項を記載し、一月一日現在の住所地の市町村長に送付してください。

転勤・再就職等により異動後の勤務先では「給与所得者の個人番号」は、前勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。

ただし、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先では本人から番号の提供を受け記載してください。

信濃町長殿 令和〇年　２月　10日提出	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地	〒３８９－１３０５信濃町柏原４２８－２
		フリガナ	
		氏名又は名称	有限会社　信濃町興業
		個人番号又は法人番号	１２３４５６７８９０１２３（←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載）

特別徴収義務者指定番号	9999000
担当者連絡先 所属	総務部管理課
担当者連絡先 氏名	古間　次郎
担当者連絡先 電話	026-255-9999

給与所得者		(ア)特別徴収税額(年税額)	(イ)徴収済額	(ウ)未徴収税額(ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
フリガナ	ｼﾅﾉ　ﾀﾛｳ						
氏名	信濃　太郎						
生年月日	昭和〇年 4 月 13 日						
個人番号	１２３４５６７８９０１２						
受給者番号	3	120,000 円	6 月から 1 月まで 80,000 円	2 月から 5 月まで 40,000 円	〇 年 1 月 31 日	1（右から番号を記入）１．退職　２．転勤　３．休職・長期欠　４．死亡　５．支払少額・不定期　６．合併・解散　７．その他（事由・理由）	2（右から番号を記入）１．特別徴収継続　２．一括徴収　３．普通徴収（本人納付）
1月1日現在の住所	信濃町富濃５５５５						
異動後の住所	同上						

１．特別徴収継続の場合

新しい勤務先（特別徴収義務者）				
特別徴収義務者指定番号	（新規）	法人番号		
所在地	〒	担当者連絡先	所属	
フリガナ			氏名	
氏名又は名称			電話	内線（　　）

新しい勤務先へは、月割額＿＿＿＿円を［　］月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号

納入書の要否（新規の場合のみ記載）［　］（右から番号を記入）１．必要　２．不要

２．一括徴収の場合※１月１日以降に退職した者の未徴収税額については、一括徴収が義務づけられています。

理由		徴収予定月日	徴収予定額（上記（ウ）と同額）
2（右から番号を記入）	１．異動が 12月31日までで、一括徴収の申出があったため ２．異動が１月１日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	2 月 27 日	40,000 円

左記の一括徴収した税額は、2月分（翌月10日納入期限）で納入します。

３．普通徴収の場合※１月１日以降に退職した者の未徴収税額については、一括徴収が義務づけられています。

理由［　］（右から番号を）

１．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
２．令和　年５月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため
３．死亡による退職であるため

※　１月１日以降に退職した者の未徴収税額については、一括徴収が義務づけられています。

③転勤した方の取扱い（特別徴収継続）

1．転勤先で特別徴収が継続可能な場合は、お手数ですが貴事業所における必要事項を記入の上、転勤先に送付してください。
2．徴収済月と徴収済金額を正確に記入してください。

注意事項

転勤・再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。新勤務先では「1．特別徴収継続の場合」に必要事項を記載し、一月一日現在の住所地の市町村長に送付してください。

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

年度	1．現年度　2．新年度　3．両年度

信濃町長殿 令和〇年　2月　10日提出	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地	〒３８９－１３０５信濃町柏原４２８－２	特別徴収義務者指定番号：9999000
		フリガナ		担当者：所属 総務部管理課
		氏名又は名称	有限会社　信濃町興業	担当者：氏名 古間　次郎
		個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3（←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載）	担当者：電話 026-255-9999

給与所得者			(ア)特別徴収税額（年税額）	(イ)徴収済額	(ウ)未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
フリガナ	シナノ　タロウ							
氏名	信濃　太郎							
生年月日	昭和〇 年 4 月 13 日							
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2							
受給者番号	3			6 月から 1 月まで	2 月から 5 月まで	〇 年 1 月 31 日	2（右から番号を記入）1．退職 2．転勤 3．休職・長期欠 4．死亡 5．支払少額・不定期 6．合併・解散 7．その他（事由・理由）	1（右から番号を記入）1．特別徴収継続 2．一括徴収 3．普通徴収（本人納付）
1月1日現在の住所	信濃町富濃５５５５							
異動後の住所	同上		120,000 円	80,000 円	40,000 円			

1．特別徴収継続の場合

新しい勤務先（特別徴収義務者）				
特別徴収義務者指定番号	新規　法人番号 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5			
所在地	〒３８０－００１３　長野市西後町５５５番地	担当者連絡先	所属	人事課
フリガナ			氏名	長野　五郎
氏名又は名称	長野市興業　株式会社		電話	026－999－9999

新しい勤務先へは、月割額＿＿＿＿円を 10 月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号	502
納入書の要否（新規の場合のみ記載）	1（右から番号を記入）1．必要　2．不要

2．一括徴収の場合※１月１日以降に退職した者の未徴収税額については、一括徴収が義務づけられています。

理由（右から番号を記入）
1．異動が 12月31日までで、一括徴収の申出があったため
2．異動が１月１日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日	徴収予定額（上記（ウ）と同額）
月　日	円

左記の一括徴収した税額は、＿＿月分（翌月10日納入期限）で納入します。

3．普通徴収の場合※１月１日以降に退職した者の未徴収税額については、一括徴収が義務づけられています。

理由（右から番号を）
1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2．令和　年５月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため
3．死亡による退職であるため

※　１月１日以降に退職した者の未徴収税額については、　一括徴収が義務づけられています。

④就職・復職した方がいたら

就職・復職などで特別徴収に切り替えたい方がいる場合、記載例を参考に、特別徴収の開始月、納入書希望の有無を必ずご記入ください。

注意事項

転勤・再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。新勤務先では「1．特別徴収継続の場合」に必要事項を記載し、一月一日現在の住所地の市町村長に送付してください。

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

年度	1．現年度　2．新年度　3．両年度

信濃町長殿 令和〇年　10月　5日提出	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地	〒３８９－１３０５信濃町柏原４２８－２	特別徴収義務者指定番号：9999000
		フリガナ 氏名又は名称	有限会社　信濃町興業	担当者連絡先：所属 総務部管理課／氏名 古間　次郎／電話 026-255-9999
		個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3（←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載）	

給与所得者			(ア)特別徴収税額（年税額）	(イ)徴収済額	(ウ)未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
フリガナ	シナノ　タロウ							
氏名	信濃　太郎							
生年月日	昭和〇年 4 月 13 日							
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2							
受給者番号	3		１１月分から特別徴収希望	□月から □月まで	□月から □月まで	〇年 10月 1日	7（右から番号を記入）1．退職 2．転勤 3．休職・長欠 4．死亡 5．支払少額・不定期 6．合併・解散 7．その他（事由・理由：就職）	□（右から番号を記入）1．特別徴収継続 2．一括徴収 3．普通徴収（本人納付）
1月1日現在の住所	信濃町富濃５５５５							
異動後の住所	同上		円	円	円			

1．特別徴収継続の場合

新しい勤務先（特別徴収義務者）			
特別徴収義務者指定番号	新規	法人番号	
所在地		担当者連絡先 所属	
フリガナ		氏名	
氏名又は名称		電話	

新しい勤務先へは、月割額＿＿＿＿円を□月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号

納入書の要否（新規の場合のみ記載）　□（右から番号を記入）　1．必要　2．不要

2．一括徴収の場合※１月１日以降に退職した者の未徴収税額については、一括徴収が義務づけられています。

理由　□（右から番号を記入）
1．異動が 12月31日までで、一括徴収の申出があったため
2．異動が１月１日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日	徴収予定額（上記（ウ）と同額）
月　日	円

左記の一括徴収した税額は、□月分（翌月10日納入期限）で納入します。

3．普通徴収の場合※１月１日以降に退職した者の未徴収税額については、一括徴収が義務づけられています。

理由　□（右から番号を）
1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2．令和　年５月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため
3．死亡による退職であるため

※　１月１日以降に退職した者の未徴収税額については、一括徴収が義務づけられています。